

岡山市水道局建設工事最低制限価格の設定に関する要綱

平成19年9月28日

市水道局訓令第32号

(趣旨)

第1条 この訓令は、岡山市水道局（以下「局」という。）が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下「工事」という。）に係る競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項及び令第167条の13において準用する令第167条の10第2項の規定に基づき、最低制限価格を設定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 許容価格 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する予定価格のことをいい、消費税及び地方消費税相当額を含んだものをいう。
- (2) 税抜き許容価格 許容価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。
- (3) 対象工事 最低制限価格設定の対象となる工事として次条に掲げるものをいう。

(対象工事)

第3条 対象工事は、次に掲げる工事とする。

- (1) 許容価格1億円未満の工事
- (2) 水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要があると認めた工事

(最低制限価格の決定方法)

第4条 最低制限価格は、対象工事の許容価格算出の基礎となった第1号から第4号までに掲げる額の合計額（小数点以下の端数を切り捨てた額とする。ただし、当該合計額が税抜き設計金額の100分の75未満の場合は、税抜き設計金額に100分の75を乗じて得た額、当該合計額が税抜き設計金額の100分の92以上の場合は、税抜き設計金額に100分の92を乗じて得た額（いずれも小数点以下の端

数を切り捨てた額)) に、第5号に規定する算式により得られた数値を乗じて得た額

(小数点以下の端数を切り捨てた額とする。) とする。

(1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額

(4) 一般管理費等の額に100分の68を乗じて得た額

(5) $1 + (0.0012 \times X + 0.00012 \times Y) \times Z$ X, Y及びZは入札時にシステムから発生させた数値とする。

2 郵便入札の場合は、前項第5号に定めるX, Y, Zの値を、次のように決定する。

(1) 各入札参加者は、入札書に入札金額を記載する際、任意の3桁の数を「くじ用数字」欄に記載する。

(2) 入札参加者の「くじ用数字」の合計の数の十の位をXとし、一の位をYとする。

(3) 「くじ用数字」の合計の数の百の位が奇数の場合はZを1とし、0又は偶数の場合はZを-1とする。

3 再入札が行われる場合の最低制限価格は、1回目の入札で決定された最低制限価格と同じ金額とする。

4 金入り設計書に誤りがあった場合は、岡山市水道局建設工事の積算疑義申立手続に関する要綱(平成29年市水道局訓令第9号)第11条第1項第2号の規定により、設計金額及び最低制限価格を修正する。

(最低制限価格の公表)

第5条 最低制限価格は、当該入札における落札者が決定した日からインターネット上の局のホームページに掲載することにより、一般の閲覧に供するものとする。

附 則(平成19年市水道局訓令第32号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年11月1日から施行し、同日以降に公表又は指名通知する建設工事について適用する。

(岡山市水道局建設工事の最低制限価格計算式の公表等の試行に関する要領の廃止)

2 岡山市水道局建設工事の最低制限価格計算式の公表等の試行に関する要領（平成14年市水道局訓令第22号）は、廃止する。

附 則（平成20年市水道局訓令第13号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行し、改正後の岡山市水道局建設工事最低制限価格の設定に関する要綱の規定は、同日以後に公告又は指名通知する建設工事について適用する。

附 則（平成21年市水道局訓令第28号）

この訓令は、平成21年5月1日から施行し、改正後の岡山市水道局建設工事最低制限価格の設定に関する要綱の規定は、同日以後に公告又は指名通知する建設工事について適用する。

附 則（平成21年市水道局訓令第44号）

この訓令は、平成21年7月13日から施行し、改正後の岡山市水道局建設工事最低制限価格の設定に関する要綱の規定は、同日以後に公告又は指名通知する建設工事について適用する。

附 則（平成22年市水道局訓令第8号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行し、改正後の岡山市水道局建設工事最低制限価格の設定に関する要綱の規定は、同日以後に公告又は指名通知する建設工事について適用する。

附 則（平成22年市水道局訓令第29号）

この訓令は、平成22年7月1日から施行し、改正後の岡山市水道局建設工事最低制限価格の設定に関する要綱の規定は、同日以後に公告又は指名通知する建設工事について適用する。

附 則（平成22年市水道局訓令第33号）

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の岡山市水道局建設工事最低制限価格の設定に関する要綱の規定は、平成22年12月1日以後に入札する建設工事について適用する。

附 則（平成24年市水道局訓令第9号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行し、改正後の岡山市水道局建設工事最低

制限価格の設定に関する要綱の規定は、同日以後に公告し、又は指名通知する建設工事について適用する。

附 則（平成 25 年市水道局訓令第 24 号）

この訓令は、平成 25 年 8 月 1 日から施行し、改正後の岡山市水道局建設工事最低制限価格の設定に関する要綱の規定は、同日以後に公告する工事について適用する。

附 則（平成 27 年市水道局訓令第 9 号）

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、改正後の岡山市水道局建設工事最低制限価格の設定に関する要綱の規定は、同日以後に公告し、又は指名通知する建設工事について適用する。

附 則（平成 28 年市水道局訓令第 19 号）

この訓令は、平成 28 年 7 月 1 日から施行し、改正後の岡山市水道局建設工事最低制限価格の設定に関する要綱の規定は、同日以後に公告する建設工事について適用する。

附 則（平成 29 年市水道局訓令第 13 号）

この訓令は、平成 29 年 7 月 1 日から施行し、改正後の岡山市水道局建設工事最低制限価格の設定に関する要綱の規定は、同日以後に公告する建設工事について適用する。

附 則（平成 30 年市水道局訓令第 16 号）

この訓令は、平成 30 年 6 月 1 日から施行し、改正後の岡山市水道局建設工事最低制限価格の設定に関する要綱の規定は、同日以後に公告する建設工事について適用する。

附 則（令和元年市水道局訓令第 4 号）

この訓令は、令和元年 7 月 1 日から施行し、改正後の岡山市水道局建設工事最低制限価格の設定に関する要綱の規定は、同日以後に公告する建設工事について適用する。

附 則（令和 4 年市水道局訓令第 4 号）

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の岡山市水道局建設工事最低制限価格の設定に関する要綱の規定は、同日以後に公告する建設工事について適用する。